

2025年3月14日

## 社員の働きがい向上、健康づくりに向けた待遇改善について

当社は、人材戦略の基本方針のひとつに「社員の誰もがやりがいを持ち、いきいきと活躍できる会社づくり」を掲げ、人事・賃金・福利厚生制度の見直しを進めています。

その一環として2025年4月以降、夜間業務・緊急呼出に対応する社員、転勤に伴い転居する社員の待遇改善を実施します。また、人間ドックの費用補助対象者の拡大により、社員の健康づくりの取り組みを推進します。

## 1 夜間業務・緊急呼出に対応する社員の待遇改善

## (1) 夜勤手当の単価を見直します。

夜勤手当支給額 = 実労働時間 × 1時間当り賃金額 × 下記単価

対象	【現行】	【見直し後】
深夜時間帯の勤務	26/100	40/100

※ 夜勤手当は、深夜時間帯（22時～5時）に勤務する場合に支給しています。（労働基準法の規定：25/100以上）

## (2) 緊急呼出手当の金額を見直します。

対象	【現行】	【見直し後】
深夜時間帯の呼出	1回につき 4,000円	1回につき 8,000円
その他の時間帯の呼出	1回につき 2,000円	1回につき 4,000円

※ 緊急呼出手当は、災害等の異常時に緊急の出勤を行った場合に支給しています。

## 2 転勤に伴い転居する社員の待遇改善

## (1) 転居一時金を新設します。

対象者	転勤の発令に伴い住居を移転した場合で、 転勤前の居住地から勤務箇所までの距離等が「100km以上」又は 「60km以上かつ所要時間が2時間以上」である場合
支払額	家族帯同の場合：20万円、単身の場合：10万円

上記に加え、転居に伴う家財運送料、交通費、宿泊費等の実費は引き続き支給します。

(2) 単身赴任を行う社員への費用の補助の見直し

		【現行】	【見直し後】
別居手当	60km 以上 100km 未満 ※通勤に要する時間が2時間以上	月額 20,000 円	月額 35,000 円
	100km 以上 300km 未満	月額 25,000 円	
	300km 以上 500km 未満	月額 30,000 円	
	500km 以上	月額 35,000 円	
交通費等の補助		<ul style="list-style-type: none"> <li>・単身赴任者の自社の特急利用(新幹線を含む) 52 往復/年</li> <li>・九州外勤務者の帰省等交通費支給 (家族帯同者) 8 往復/年 (単身赴任者) 12 往復/年</li> </ul>	

※ 別居手当は、転勤の発令により1ヶ月以上配偶者等と別居する場合に支給しています。

※ 上記の距離は、配偶者等の居住地から勤務箇所までの距離です。

3 社員の健康づくりの取り組み

人間ドックの費用補助対象者を拡大します。

	【現行】	【見直し後】
社員	35 才以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 35 才以上</li> <li>・ 20 才以上 35 才未満で、3 才毎の年令に該当する者<sup>※1</sup></li> </ul>
配偶者	35 才以上 3 才毎の年令に該当する者 ※JR 健保被扶養者に限る	35 才以上 <sup>※2</sup>
補助額	5,000 円を超える実費	5,000 円を超える実費 <sup>※3</sup>

※1：20 才、23 才、26 才、29 才、32 才

※2：JR 健保被扶養者に限らず実施

※3：一部上限あり

以上